中央区 再発見! フォトコンテスト

応募要項

テーマ「中央区再発見!」

普段私たちが事務所を構えている中央区。日本最大の繁華街や江戸時代の名残を残す東京を代表する区の1つですが、みんなには気づかれないローカルな名所が近くに埋もれていませんか?有名な観光地だけでなく、小さいけどこんな名所がありますという写真を募集します。

応募期間

令和4年10月1日~令和5年2月28日

応募方法

・下記、応募フォームからご応募ください。 (リンクor QRコード)

郵送で応募することはできません。

- ・応募形式とサイズは、JPEGファイル・50KB~2MBとしてください。
- ・お一人様3点までご応募いただけます。
- ・写真の天地がわかるようにファイルを作成してください。
- ・応募後の辞退はできません。

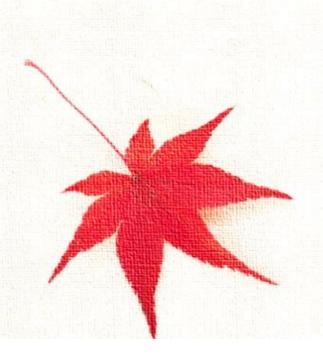
各賞 (仮)

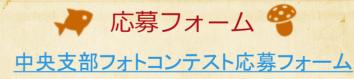
グランプリ(1名) 特選(3名)

表彰は令和5年4月12日 定例支部会議にて行う予定

審查員

中央支部役員 厚生委員会委員







応募作品について

- ・未発表または発表予定のない単写真に限ります。
- ・カラー、モノクロ、セピア問いません。
- 撮影時期について、本コンテストのテーマに 沿っていれば、制限はございません。
- ・被写体が人物の場合、ご応募に際しては、必ずご本人 (被写体)の承諾をいただいてください。 また、被写体が 未成年の場合は親権者の承諾が必要です。
- ・他人の著作権、肖像権を侵害するような行為が行われた場合、 それに関するトラブルの責任は一切負いかねます。
- ・入賞決定後に違反が判明した場合は、入賞を取り消す場合がございます。

応募作品の著作権・使用権

- ・応募作品の著作権は撮影者に帰属します。
- ・東京都社会保険労務士会中央支部は、入賞作品を無償で使用する権利を有します。
- ・入賞作品は作品公開日からおよそ2年間、主に以下の目的で使用します。 中央支部会報・HP・東京会での支部紹介ページへの掲載 (撮影者氏名の表示非表示については、事前に確認いたします。)
- ・応募いただいた作品は、上記期間満了後、速やかに削除・廃棄いたします。

その他注意

- ・応募者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限ります。他の人の名前を使用した場合は失格になります。
- ・加工や合成した写真は不可とします。(色調整及びトリミングはOK)
- ・応募の際に記載いただく個人情報は、入賞通知等本コンテストを運営するために必要な範囲で 使用させていただきます。他の目的のために使用することは一切ございません。

